

明智地区防災計画

～ 災害に強いまちづくりを目指して ～



平成27年12月

明智町自治連合会

第1 基本的な考え方

(1) 基本方針

地域の防災・減災のための取り組みを本計画に位置づけ、災害に強いまちづくりを目指し、災害から自分の命を守る。

(2) 活動目標

明智町地域における気象・地勢・地域的特性等によって起こりうる暴風・豪雨・洪水・大地震等の災害に対する各種対策を作成し、備える。

(3) 長期的な活動計画

地域として災害に強いまちづくりを目指すため、住民や市、防災関係機関、事業所等との総合的な取り組みを行う。

第2 地区の特性

明智町は岐阜県恵那市に属し、同県のほぼ東南端にあたり、その西南部は愛知県との県境となっている。いわゆる三河高原の北端部にあたり、主要集落（旧明知）は矢作川が開設した谷底平地に位置し、水系は矢作川に属する。地域の中心部を北から南へ流れる明智川及びその支流に沿って大小の集落が散在し、ここから南に向かって丘陵状の山を伴ってゆるく低くなっている。

また当地区内には、日本大正村として大正時代の面影を色濃く残す町並みや、明智光秀公にゆかりのある史跡が存在する等、歴史や文化漂う観光地としての一面を持ちあわせている。

(1) 過去の自然災害

当地区では過去に昭和47年7月と昭和49年7月に集中豪雨による甚大な被害を受けた。昭和47年に発生した災害では明智川の増水による氾濫、山くずれ、溜め池の決壊、材木や倒木の流失による被害等に見舞われた。

(2) 想定される災害

当地区は地理的・地質的条件等から水害による被害が大きい。また、土砂災害警戒区域の指定により、被害が想定されるエリアを持っている。主たる災害を以下のとおり種別する。

ア. 水害

水害は、当地区の地勢条件から急傾斜を流下する中小河川がもたらす山地の崩壊、土砂の流出等に起因する災害が発生しており、集中豪雨により家屋・耕地等の流埋没・道路や橋梁等の損壊・林地の崩壊及び人的被害を含む多くの被害を被っている。

今後も引き続き、このような水害の発生を想定しなければならない。

イ. 火災

旧明知地区及び滝坂住宅・片平住宅等市営住宅地域や大久手地内工業団地では住家や工場等が連立しており、強風時や大地震等による出火時には大火になる恐れがある。また、山間部については山林火災が広い範囲で発生する恐れもある。

ウ. 風害

台風による被害は、昭和34年の伊勢湾台風のような大型台風が本県西部を北上、あるいは近傍を通過する場合にあっては相当規模の被害発生が予想される。

エ. 大地震

東海地方では、近い将来南海トラフ巨大地震の発生を想定せざるをえない。南海トラフとは四国の南の海底にある水深4千メートル級の深い溝のことで、非常に活発で大規模な地震発生帯である。

(3) 地域の課題

当地区内の課題を具体的に把握し活動方針の参考とするため、平成27年度に防災リーダー及び自治連合会役員、市消防団明智分団役員、市職員により以下のとおり意見収集を実施した。

【抜粋】

- 明智町では50の自治会があり、中心地や山間部等自治会ごとに地域の環境が大きく異なる。
- 自治会の世帯数が三桁ある自治会もあれば、一桁の自治会もある。
- 自治会ごとで防災についての取り組みや対策に差がある。
- 全50自治会統一的な防災計画では現実性に欠けてしまう。
- 住民が高齢化している。
- 世帯数の少ない自治会等は近隣の自治会との連携が必要だと考えられる。
- 明智町の中心街では、若い人が家を出て高齢者が家に残っているというドーナツ化現象となっている。
- 指定避難所を開設した際に、避難所の運営に不安がある。
- 社会情勢の変化等により夜間勤務の増加や町外へ勤めに行く消防団員が多く、有事の際に出動出来る団員の確保に不安がある。
- 山や川が多く、イエローゾーンやレッドゾーンの地区が多い。
- 自治会内の広い範囲で、地すべり区域に指定されている地区がある。
- 河川により地区毎に分断される恐れがある。
- 過去に災害の被害にあったが、忘れていた人が多くなった。
- 適年齢で消防団に加入されない方がまだ多くいる。

第3 防災活動の内容

(1) 防災組織の体制

- ・災害を最小限に防止するためには、住民の自主的な防災活動が極めて重要であり、公助だけでは満たされない部分を平常時からいかに強固なものに出来るかが、有事の際に生きてくる。
- ・自主防災隊編成表（基本フレーム）に準じ、各地域（自治会等）の実情に応じた組織編成を行う。（別表）
- ・地区別の防災組織（防災隊）の立ち上げを行う。

(2) 状況別防災活動

ア. 平常時の活動

- ・ 防災計画の作成、検討、更新
- ・ 防災に関する知識の普及
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 火気使用設備、器具、防災施設等の点検整備
- ・ 防災資機材の備蓄
- ・ 各地域（自治会等）や近隣住民との助け合い体制の構築
- ・ 要援護者の把握
- ・ 防災マップの作成
- ・ 避難所の運営方法の検討

イ. 災害時の活動

- ・ 情報の収集及び共有、伝達
- ・ 災害の初期的応急対策
- ・ 被災者の救出及び救護、搬送、避難誘導
- ・ 給食、給水活動
- ・ 要援護者の支援
- ・ 出火防止、初期消火
- ・ 避難所の開設と運営支援

ウ. 復旧、復興の活動

- ・ 被災地域の把握
- ・ 被災地域の片付け
- ・ 行政及び消防団、ボランティア、各種団体との連携
- ・ 仮設住宅等への引っ越し
- ・ 伝統行事や復興支援のイベント開催

(3) 活動計画

ア. 恵那市防災リーダーを中心とした防災組織の編成

- ・ 自主防災隊編成表を基に各地域（自治会等）に応じた編成を行う。

- ・自主防災隊編成表の内容について、より実践的な形態を検討する。
- ・各地域（自治会等）に防災リーダーを作ることを目標とする。
- ・避難所の運営組織を立ち上げる。
- ・自治連合会（防災委員会及び防災リーダー）、消防団、女性防火クラブ等関係団体と連携し、防災活動に取り組む。

イ．各地域（自治会等）での防災の取り組み

- ・各地域（自治会等）で出来る取り組みを検討する。
- ・各地域（自治会等）内の危険区域及び危険箇所等を確認する。
- ・各家庭で避難方法の確認及び非常持ち出し品を準備する。

ウ．防災施設等の把握及び管理の徹底

- ・情報を収集し、位置や設備、資源、用途等を調査する。
- ・各避難所の位置及び規模、特性等を調査する。
- ・防災倉庫の点検と資材の補充を行う。
- ・地域内の消火栓の位置、資材の確認及び訓練を行う。

エ．防災訓練の実施

- ・防災訓練の実施により防災意識の高揚と災害時の避難経路及び避難方法を確認する。
- ・自治会単位で消火訓練等を実施する。

オ．避難者情報の収集及び調査

- ・各地域（自治会等）の要援護者情報を収集し、統一の管理を行う。（別表）
- ・各地域（自治会等）の世帯情報収集を検討する。

カ．防災・減災対策の取り組み

- ・講習会、講演会等により防災について学ぶ場を設ける。
- ・防災訓練以外のイベント時に地震体験等を実施する。
- ・家具転倒防止器具を設置する。
- ・災害規模に応じた行動マニュアルを検討する。

- ・学習資料、媒体等を貸し出す。
- ・先進地区に学び、地域に反映する。

キ. 被災時の取り組み

- ・被災状況の調査及び情報収集を検討する。
- ・各地域（自治会等）で避難所運営に協力する。

ク. その他、地域防災・減災に関すること

第4 実践と検証

(1) C+DAPによる検証と継承

C+DAPによる活動を実施した検証結果を引継ぐ。（別表）

(2) 計画の見直し

この計画についてはP D C Aサイクルに従って見直しを行い、内容を変更する必要がある場合は、所要の手続きを行う。

（C+DAP：恵那市自主防災隊運営ガイドを参照。）

明 智 町 () 自 治 会

年度 自主防災隊編成表

世帯数	昼間人口			夜間人口		
	男	女	計	男	女	計

自治会長
電話

隊長(防災委員)
電話

災害対策現地連絡所
電話

副隊長
電話

副隊長
電話

()班 防災班長 電話	()班 防災班長 電話
()班 防災班長 電話	()班 防災班長 電話

※必要に応じ町内会(班)に防災班長を置く

情報班長
電話

初期消火水防班長
電話

救出救護班長
電話

避難誘導班長
電話

給食給水班長
電話

災害時要援護者班長
電話

班 員

1. 地域の被害状況の情報収集、伝達、広報

班 員

1. 初期消火活動
2. 水害時に土のう作り

班 員

1. 負傷者の救出救護活動

班 員

1. 住民の避難誘導等
2. 災害時用要援護者の安全確保

班 員

1. 救援物資等の配分協力
2. 炊き出し、給水

班 員

1. 災害時要援護者のケア

災害時「要援護者」調査票 (①②③用)

※該当する番号を○で囲んで下さい。

- ① 一人暮らし高齢者世帯（65歳以上） ② 高齢者のみの世帯（75歳以上）
 ③ 介護を要する方のいる世帯

この調査票は、災害が発生した場合に、地域の支援者の方々による避難の支援や安否の確認を必要とする場合に記入して下さい。				
要援護者名		生年月日	(歳)	血液型 (型)
住 所	恵那市明智町	電話番号	(自宅)	(携帯)
自治会名		家族(人数)	人	
世 帯 主		身体の状態	介護の必要性 (有 ・ 無)	
緊急時家族への連絡先			日中介護者 (有 ・ 無)	
氏 名	(続柄)		障害種別	(手・足・体・視覚・聴覚)
電 話 番 号	(携帯)	その他 ()		
近くに身内の方がいる場合	氏名		住所	明智町

私は、災害発生時などに地域の支援を受けたいので、私が届け出た上記個人情報
 が地域支援者の方（自治会、自主防災組織、消防団、振興事務所、民生委員・児童委員等）
 の関係部署に提供されることを承諾します。

平成 年 月 日

世帯主署名 Ⓜ

- * この調査票の取り扱いについては、当事者のプライバシーを尊重し、記載内容は関係機関以外には絶対に公表しません。
- * 世帯主又は保護者の署名は、必ず記入してください。
- * 本調査に関する問い合わせは、明智振興事務所または、自治会の防災委員までお願いします。

災害時「要救護児童」調査票 (幼児・児童のいる世帯用)

注) 児童とは小学校6年生まで

この調査票は、災害が発生した場合に、休日や放課後等で家庭内に単独となる幼児・児童に対して、避難の支援や安否の確認を必要とする場合に記入して下さい。

保護者の氏名				電話番号	
				(携帯)	
住 所		恵那市明智町		自治会名	
緊急時の連絡先		連絡先の名前(関係)			
		住所	恵那市	電話番号	
				(携帯)	
子供の 情報	なまえ 名 前	性別	生 年 月 日	血液型	通園・通学先
		男・女	(歳)	型	
		男・女	(歳)	型	
		男・女	(歳)	型	
		男・女	(歳)	型	

私は、災害発生時などに地域の支援を受けたいので、私が届け出た上記個人情報
が地域支援者の方(自治会、自主防災組織、消防団、振興事務所、民生委員・児童委
員等)の関係部署に提供されることを承諾します。

平成 年 月 日

世帯主又は保護者署名

Ⓜ

- * この調査票の取り扱いについては、当事者のプライバシーを尊重し、記載内容は関係機関以外には絶対に公表しません。
- * 世帯主又は保護者の署名は、必ず記入してください。
- * 本調査に関する問い合わせは、明智振興事務所または、自治会の防災委員までお願いします。



① アイスブレイキング

自己紹介

リーダー/発表者/書記

② 災害想定

季節	春夏秋冬	台風	土砂
時間	天候	地震	水害

③

脆弱な部分

自然特性・社会特性

災害を知る

自分たちの地域に起こりうる災害をイメージする

地域を知る

自分たちの街の特性は何か。たとえば家が密集、水がつかりやすい、高低が多い、消火栓がない

人を知る

助ける人や助けられる人はどこに。地区内に活躍できる人は。たとえば事業所や工場、コンビニ

④ 平常時に出来る対応

平時に事前対策・教育・訓練・活動の見直し・人づくり・地域づくり・ことづくり・ものづくり・資金・情報・PR・防災意識向上など付箋をはり、その後カテゴリーごとにまとめてくる。

⑥ 振り返り（フェーズごとに見直し）

災害前

初動

応急・復旧・復興

防災協働社会をめざして自分たちの地域は自分たちで守る取り組み
地区防災計画。

発表

⑤

実践と検証（具体的なプランや訓練を記入しましょう）

災害前に①何が必要②誰が何を③自分たちでできること④何を考えておくか⑤協働できることを記入する。

明智町防災委員会規約

(目的)

第1条 この委員会の目的は、地震、火災、豪雨、豪雪、土砂崩れ、雪崩、又は不明者捜索など、あらゆる天災、災害（以下「災害等」という）に対して地域で対処することにより、住民が安心して生活できる住み良い地域を維持するために、各自主防災隊の活動が円滑に推進できるよう各種情報を提供し、地域間の連携促進を図ることを目的とする。

(組織の名称)

第2条 この会の名称は、明智町防災委員会（以下「防災委員会」という。）とする。

(防災委員会の活動)

第3条 防災委員会の活動は次のとおりとする。

- (1) 防災に関する知識の普及啓蒙に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 防災訓練に関すること。
- (4) 防災委員の研修に関すること。
- (5) 行政と各地域自主防災隊との連絡調整に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第4条 本会は、各自治会から選出された防災委員・明智町自治連合会役員及び恵那市防災アカデミーの防災リーダー認定者をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名 副会長 5名以内
- (2) 役員は、防災委員の互選による。
- (3) 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総理し、第3条に規定する活動を遂行する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議の種類)

第7条 本会の会議は、全体会及び役員会とする。

(会議の機能及び開催)

第8条 全体会及び役員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 全体会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。
- (3) 役員会は、本会の事業運営に関するすべての事項について審議する。

附 則 この規約は、平成20年 4月 1日から実施する。
この規約は、平成24年 7月 11日から実施する。